

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	1
---------------------------------------	---

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	6
-------------------------------------	---

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監
- 七の二 国家安全保障局長
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十一の二 常勤の大臣補佐官
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十四の二 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員

- 十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員
- 十八 原子力委員会委員長
- 十八の二 再就職等監視委員会委員長
- 十九 証券取引等監視委員会委員長
- 二十 公認会計士・監査審査会会長
- 二十一 中央更生保護審査会委員長
- 二十二 削除
- 二十三 社会保険審査会委員長
- 二十四 削除
- 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
- 二十六 原子力委員会の常勤の委員
- 二十七 削除
- 二十八 公益認定等委員会の常勤の委員
- 二十九 証券取引等監視委員会委員
- 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
- 三十一 地方財政審議会委員
- 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員
- 三十一の三 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
- 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
- 三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員
- 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
- 三十五 削除
- 三十六 労働保険審査会の常勤の委員
- 三十七 社会保険審査会委員
- 三十八 運輸審議会の常勤の委員
- 三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 削除

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

四十三 特命全權大使（以下「大使」という。）及び特命全權公使（以下「公使」という。）

四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）

四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官

四十五の二 非常勤の大臣補佐官

四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員

四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

四十七の二 個人情報保護委員会の非常勤の委員

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

五十一 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員

五十二 食品安全委員会の非常勤の委員

五十三 原子力委員会の非常勤の委員

五十四 削除

五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員

五十六 国会等移転審議会委員

五十七 公益認定等委員会の非常勤の委員

五十七の二 再就職等監視委員会委員

五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員

五十八の三 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員

六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員

六十一 電波監理審議会委員

六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員

六十三 削除

六十四 労働保険審査会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

六十五の二 調達価格等算定委員会委員

六十六 運輸審議会の非常勤の委員

六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員

六十八 削除

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十 中央選挙管理会の委員

七十の二 政治資金適正化委員会の委員

七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

七十二 日本学術会議会員

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四 国会職員

七十五 国会議員の秘書

(内閣総理大臣等の給与)

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員(以下「内閣総理大臣等」という。)の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当(国会議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)とする。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定め

る額とすることができる。

一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百十九万九千円

二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円

三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円又は百三万五千円

3 大使又は公使の俸給月額、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万六千円、百四十万六千円又は七十六万六千円、公使にあつては七十六万六千円とすることができる。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附 則

1・2 略

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万六千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4・5 略

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六まで及び附則第八項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第八項第六号において同じ。）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整

手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第八項第七号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員(人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。